
第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画の見直しの背景と趣旨

現代社会は、超高齢化、核家族化、地域性の希薄化、ニーズの多様化など、様々な要因により、高齢者を取り巻く環境は大きく変化をしてきました。その中で、介護にかかる負担の増大が問題視され、国では介護を社会で支える介護保険制度を平成 12 年から施行しました。

市町村においては、国の介護保険制度が始まって以降、制度に基づきながらも地域の実情に応じた介護支援や介護予防に取り組んできましたが、介護保険サービスの利用は増大する一方であり、保険料の負担額もさらに高くなっており、介護に陥らないようにするための介護予防の推進が重要となっています。

町では、平成 21 年 3 月に「八重瀬町高齢者福祉計画」を策定し、「高齢者が尊厳を保ち、「生きがい」「元気」「安心」に満ちたまち 八重瀬町」を基本理念として、介護予防や高齢者を支援するサービス提供をはじめとした取り組みを行い、高齢者が安心して暮らせるように地域づくりを進めてきました。今回の計画の見直しでは、前計画での取り組みを継承するだけではなく、平成 21 年度から 23 年度までの取り組みでみられた課題を把握した上での見直しを行いました。福祉・介護・保健分野のサービス提供のほか、生きがいづくり、権利擁護、地域の支え合いなど、広く高齢者を支えていくための施策を掲げました。

なお、本町では沖縄県介護保険広域連合に属しているため、介護保険給付や介護保険料を定める「介護保険事業計画」は広域連合において策定されるため、本計画書は高齢者福祉計画のみの策定としています。

2. 法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画として策定するものです。

(参考：老人福祉法より)

(市町村老人福祉計画)

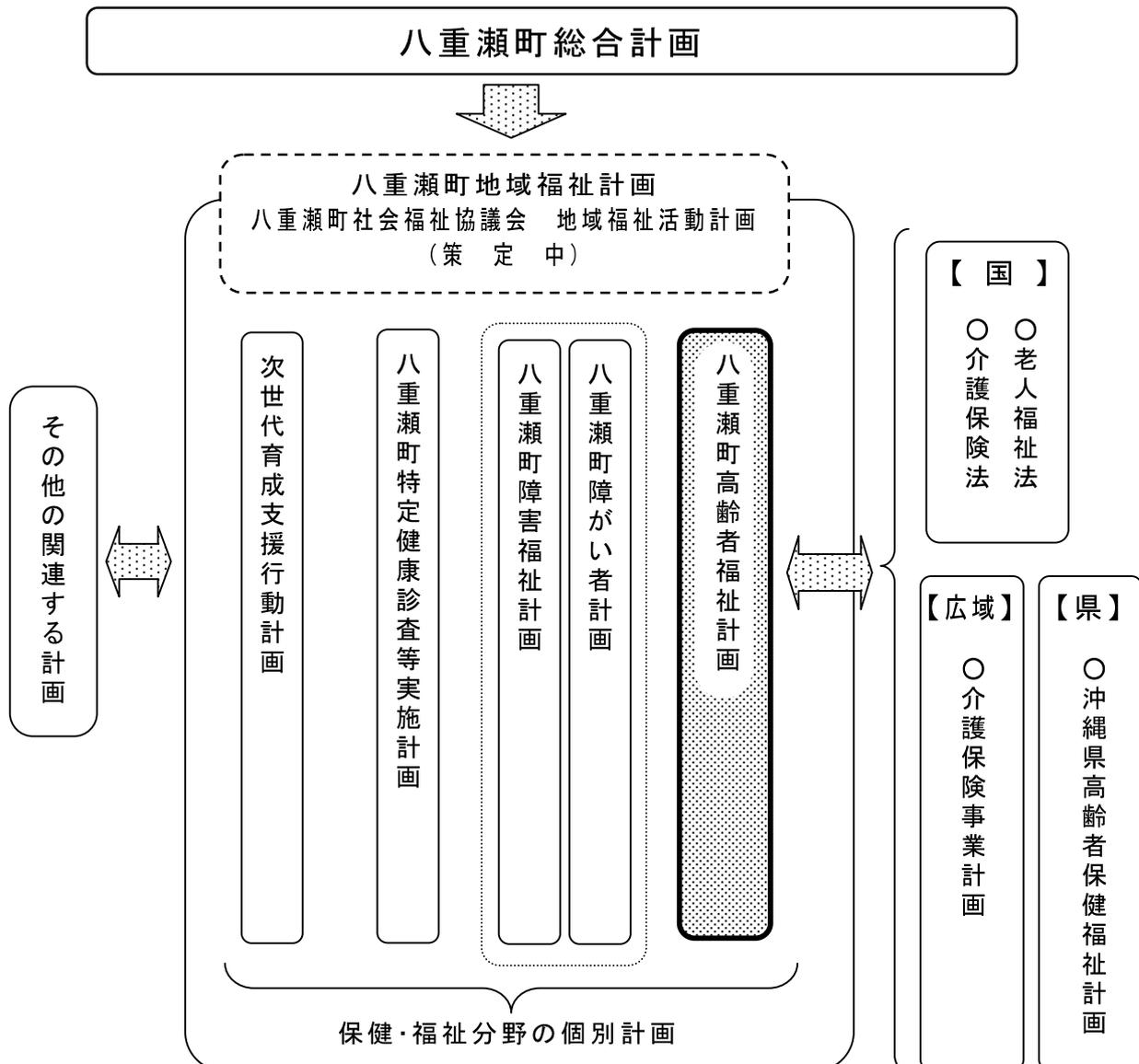
第 20 条の 8 市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

3. 計画の位置づけ

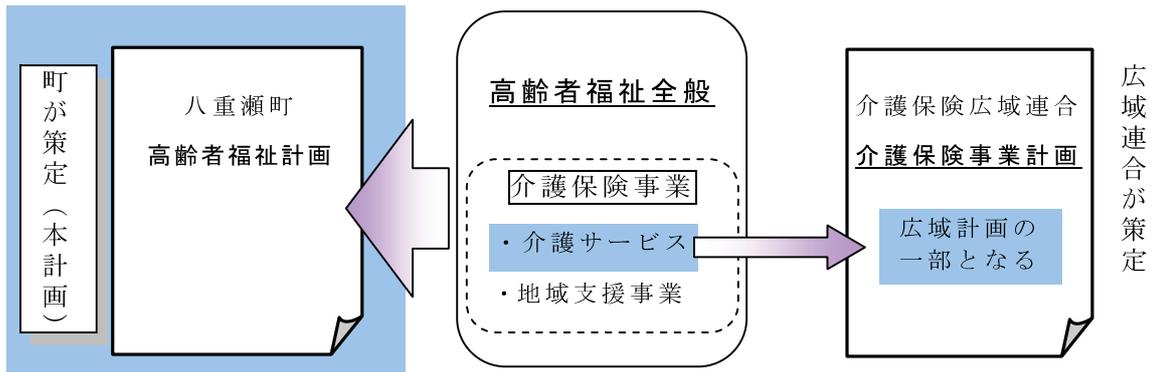
(1) 他計画との関係

- 本計画は、まちづくりの羅針盤である町の総合計画を上位計画とし、「八重瀬町障がい者計画」、「八重瀬町障害福祉計画」、「八重瀬町次世代育成支援行動計画（後期計画）」、「八重瀬町特定健康診査等実施計画」などの保健福祉分野の計画との整合性を図り策定しています。
- 保健福祉分野以外においても、本計画に関連する計画との整合性を図っています。
- 県の高齢者保健福祉計画及び沖縄県介護保険広域連合の介護保険事業計画との整合性を図り策定しています。
- 平成24年3月現在で策定中である、町の地域福祉計画及び社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも同じ方向性を保ちながら策定しています。



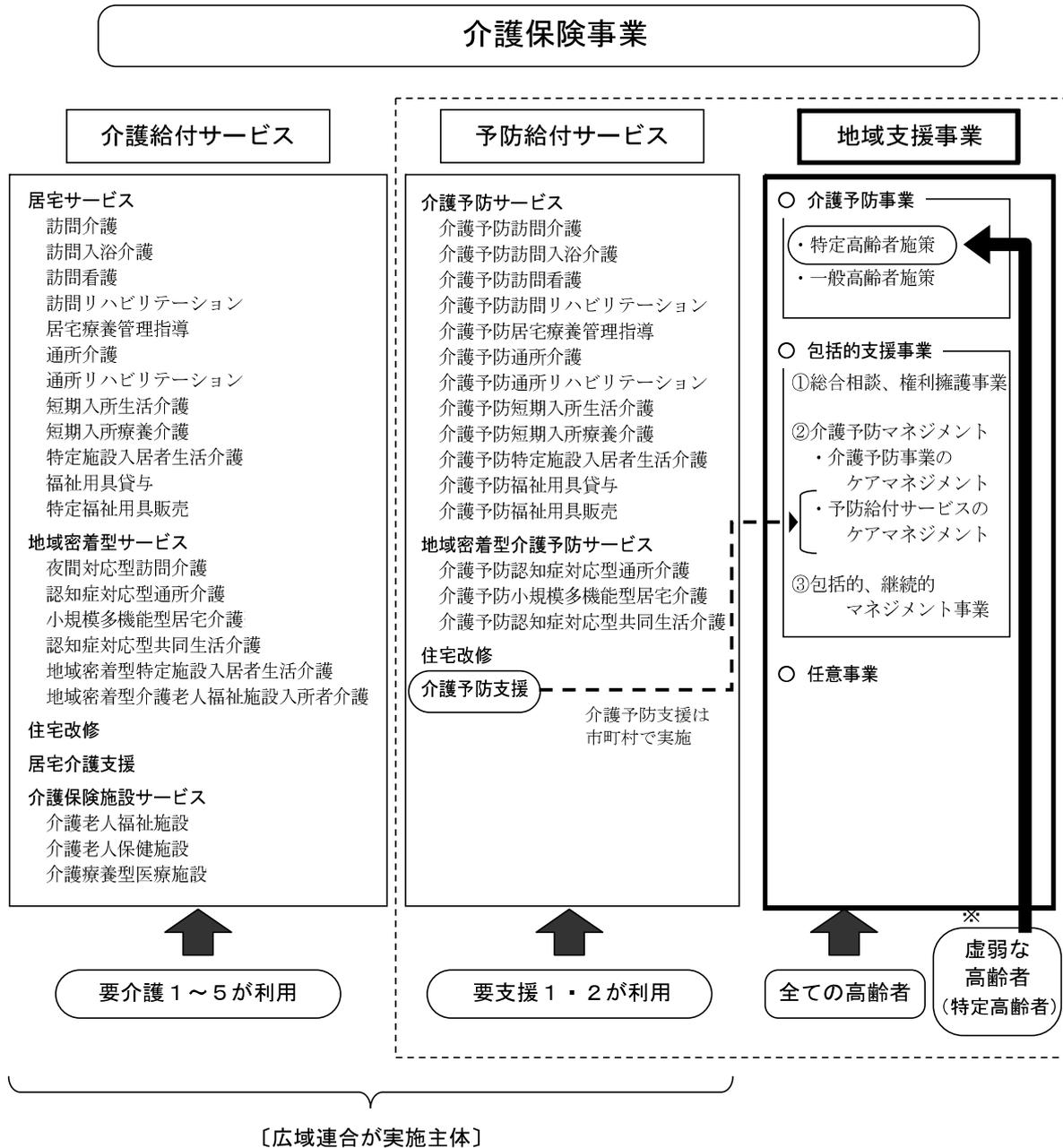
(2) 介護保険事業計画との関係

介護保険事業計画は、介護保険サービスの見込量や見込量確保のための方策、介護保険料の算定や事業を円滑に運営するための方策等を掲げるものです。本町は沖縄県介護保険広域連合に属しているため、介護保険事業計画は広域連合で策定しています。



介護保険事業の実施主体は広域連合ですが、地域支援事業については町が運営主体となり、主に介護を必要としない地域の高齢者全般への介護予防やケアマネジメント、総合相談、権利擁護等といった支援を行っています。

<参考：介護保険事業における地域支援事業の位置づけ（イメージ）>



※ [] 内は、介護保険制度の改正で創設された部分

特定高齢者とは、生活機能等チェックして把握された、介護が必要になる恐れのある高齢者で、訪問や通所による介護予防を行う。

4. 計画の策定体制

- 本計画の策定にあたっては、社会福祉課（事務局）を中心に、庁内の各課が連携し、現状資料の収集から前回計画の点検と課題の把握、今後の対策の検討と調整を行っています。
- また、「八重瀬町高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、高齢者福祉や介護保険サービス、地域への関わりをもっている関係者の方々の意見を聴取し、計画の策定を行っています。

5. 計画の期間

- 広域連合で策定される「介護保険事業計画」は3年を1期とする計画となっています。本計画はこの計画と一体的に策定する必要があるため、同様に平成24年度から26年度までの3年計画として策定しています。

